

西宮市立学校園児童・生徒等の表彰に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市教育委員会表彰規程（平成30年西宮市教育委員会訓令第2号）第5条の規定に基づき、西宮市の教育、学術、技芸、体育その他文化の振興発展に寄与し、その功績が顕著な生徒、児童又は園児（以下「児童・生徒等」という。）を表彰するため必要な事項を定める。

(表彰の理由)

第2条 表彰は、市立学校、幼稚園に在学在園する児童・生徒等で、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 有益な調査、研究、発明又は考案した者。
- (2) 児童・生徒等の名誉を高め又は他の模範となる行為のあった者。
- (3) 前各号のほか、特に表彰することを適当と認める成績又は行為のあった者。

(表彰選考委員会)

第3条 教育長は、学校及び幼稚園の長（以下「校園長」という。）の内申した者の中から、前条に掲げる者の適否を審査させるため、表彰選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、教育長、教育次長、教育委員会参与（併任者を除く。）、教育総括室長、学校支援部長及び学校教育部長をもって構成する。
- 3 委員長は教育長を、副委員長は西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則（昭和52年西宮市教育委員会規則第24号）第2条第1項第1号に定める教育次長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長は、第2項に掲げる者のほか、必要に応じて臨時委員を置くことができる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(表彰の内申)

第4条 校園長は、在学在園する児童・生徒等で、第2条第1号から第3号までのいずれかに該当し表彰に値すると認める者があるときは、その旨を教育長に内申しなければならない。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を授与するものとし、必要により記念品等を添えることができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、その実施について必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年11月14日から実施する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。